

食団連福井県支部規約

第1条（名称）

本団体は、食団連福井県支部と称する。

第2条（所在地）

本団体の所在地は、福井県福井市大宮 1-11-27 清水ビル 2F に置く。

第3条（目的および事業）

本団体は、セミナーを通して、会員相互の親睦と食文化の向上を図ることを目的とし、事業として食に関するセミナー、定例会等を開催する。

第4条（会員の資格）

本団体の会員は、本団体の目的に賛同して入会登録を行った個人および法人、団体とする。

第5条（会費）

本団体の会員は、年間 3 0 0 0 円の会費を納入するものとする。原則として会費を財源に運用費用に充てる。

第6条（退会）

本団体の会員は、退会届をいずれかの役員に提出のうえ任意で退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- 1) 本人が死亡したとき
- 2) 会費を 2 年以上納入しないとき

第7条（役員）

本団体に以下の役員を置く。

会長 1 名
副会長 1 名
会計 1 名
広報 1 名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は、本団体を代表して会を統括し、会議を招集して議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

会計は、本団体の会計を掌握する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第10条（設立年月日）

本団体の設立年月日は令和6年4月1日とする。

第11条（変更）

この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

附則

この規約は令和6年4月1日から施行する。